平成２２年（フ）第７９７３号
埼玉県さいたま市中央区新中里３丁目５－８－503
債務者　有原　光惠
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９７４号
埼玉県さいたま市中央区新中里３丁目５－８－503
債務者　有原　弘幸
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９７７号
東京都東久留米市滝山７丁目８－７－203
債務者　久保　照喜
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９８６号
東京都世田谷区上北沢１丁目22－14－Ｄ
債務者　高橋　　聡
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９８７号
東京都世田谷区上北沢１丁目22－14－Ｄ
債務者　高橋　信子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９９２号
東京都調布市国領町４丁目29－23－307
債務者　菅原亜紀子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９９４号
千葉県佐倉市大崎台３丁目17－16
債務者　熊谷理恵子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９９５号
東京都練馬区桜台３丁目12－７－206
債務者　林　　真琴
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９９６号
埼玉県入間市久保稲荷３丁目32－36
債務者　岩渕三奈子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９９７号
東京都杉並区堀ノ内２丁目２－11－101
債務者　山口　千恵（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８００１号
東京都足立区鹿浜７丁目６－８
債務者　藤川由美子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８００２号
東京都大田区蒲田本町２丁目11－６－401
債務者　小山内眞樹子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８００３号
千葉県市川市幸２丁目７－17－403
債務者　下地　優子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８００６号
埼玉県深谷市宿根515－１
債務者　廣田　博美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前11時東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８００７号
東京都八王子市川口町1515－24
債務者　尾股俊一郎
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８００９号
東京都中野区本町３丁目28－20－102
債務者　黒石　裕之
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前11時東京地方裁判所民事第20部